

第二百十八号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年十二月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「妊娠出産休暇」の下に「、妊娠症状対応休暇」を加える。

第七条第一項及び第十二条第一項中「特別休暇（）」の下に「妊娠症状対応休暇、」を加える。

附 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

（提案理由）

妊娠・出産と仕事との両立を支援するため、新たに妊娠症状対応休暇を設ける必要がある。